

企業長提出議案第 10 号

大井上水道企業団職員の旅費に関する条例の一部を改正する  
条例について

大井上水道企業団職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年8月21日提出

大井上水道企業団企業長 染谷 絹代

企業団条例第 号

大井上水道企業団職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大井上水道企業団職員の旅費に関する条例（昭和 42 年 3 月 3 日条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「支給する旅費」の次に「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員がその職務のために旅行した場合にあっては、費用弁償としての旅費。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大井上水道企業団職員の旅費に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(総則)            第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる職員がその職務のために旅行した場合には、費用弁償としての旅費。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(総則)            第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>